

令和8年度

# 邑久小学校通級指導教室 要覧



## 1 教室の概要

設置校	瀬戸内市立邑久小学校
名称	瀬戸内市立邑久小学校 通級指導教室（自閉症・情緒）
所在地	瀬戸内市邑久町山田庄610 TEL 0869-22-1231 FAX 0869-24-0093
学校長	松本 総
開設年月日	平成19年4月1日
担当者	教諭 小椋 よう子 教諭 原田 範子 教諭 藤原 朋子
児童在籍校	邑久小学校 裳掛小学校 国府小学校 行幸小学校 美和小学校 牛窓西小学校 牛窓東小学校
在籍児童数	54名

## 2 通級による指導とは

通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童に対して、各教科等の授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた特別の指導（通級による指導）を「通級指導教室」で受ける指導の形態。障がいによる困難を改善・克服するため、一人一人の課題に合わせた「自立活動」を行う。

## 3 教室運営の概要

### (1) 指導目標

特別な配慮を必要とする児童に対して、個々のニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行い、困難を軽減させ、学校生活や社会生活への適応を図る。

### (2) 対象児童

- ・瀬戸内市立小学校の通常学級に在籍している児童。
- ・自閉スペクトラム症の診断を受けている児童。（別の障害と重複している場合も対象）

(3) 指導の形態

○通室

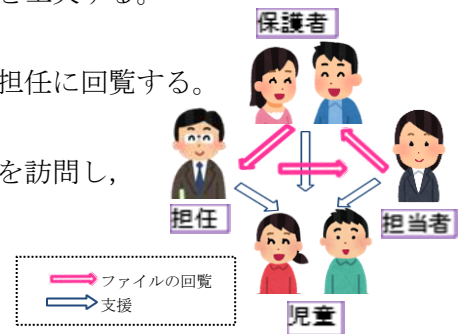
- ・毎週（年間35時間）または隔週（年間18時間），指定された曜日・時間に指導を受ける。
- ・1回あたりの指導時間は，自校通級が45分，他校通級が50分。
- ・他校通級は保護者の送迎が必要。
- ・通級の時間は学級の授業と同じ扱いになり，遅刻・早退・欠席にはならない。

○指導

- ・個別指導を主体とし，必要に応じてグループ指導を行う。
- ・担当者が発達段階に合わせた目標を設定し，効果的な指導を工夫する。

○連携

- ・担当者が指導の様子を通級シートに記入し，保護者と学級担任に回覧する。
- ・担当者が在籍校を訪問し，学級での様子を参観する。
- ・在籍校の担任と特別支援コーディネーターが通級指導教室を訪問し，指導について話し合う。





**4 指導内容**

☆「通級による指導」では「自立活動」に相当する指導を行う。

(1) 「自立活動」とは，

個々の児童生徒が自立を目指し，障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標にする。  
(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 参照)

(2) 自立活動の内容（6区分27項目）

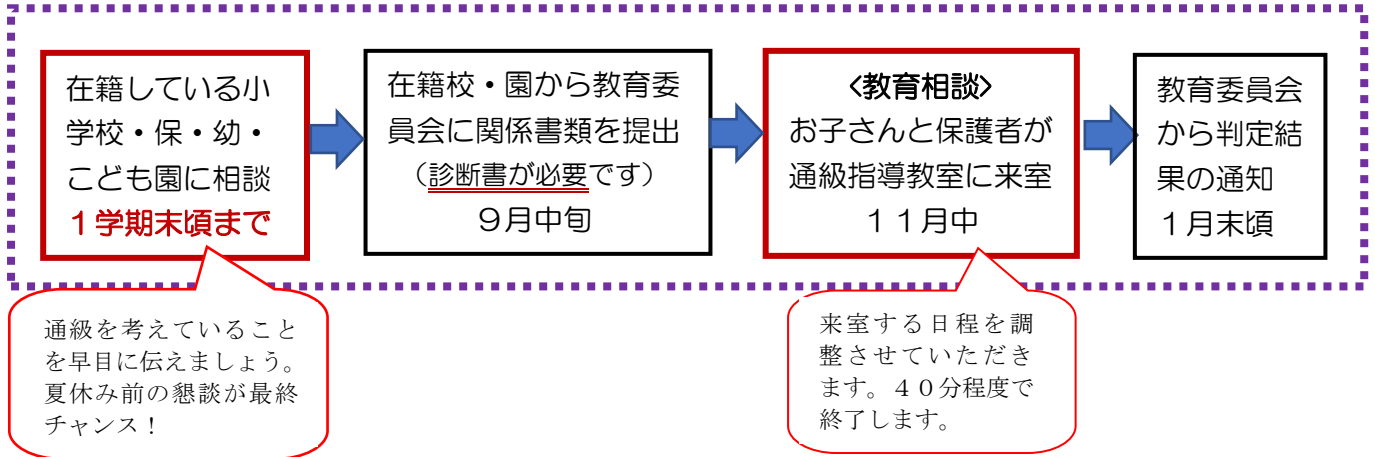
1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション
(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5)健康状態の維持・改善に関すること	(1)情緒の安定に関すること (2)状況の理解と変化への対応に関すること (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること (2)他者の意図や感情の理解に関すること (3)自己の理解と行動の調整に関すること (4)集団の参加への基礎に関すること 	(1)保有する感覚の活用に関すること (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること (3)日常生活に必要な基本動作に関すること (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること 

☆個々の児童の学習上又は生活上の困難を踏まえ，必要な項目を選定し，目標や内容を決定する。

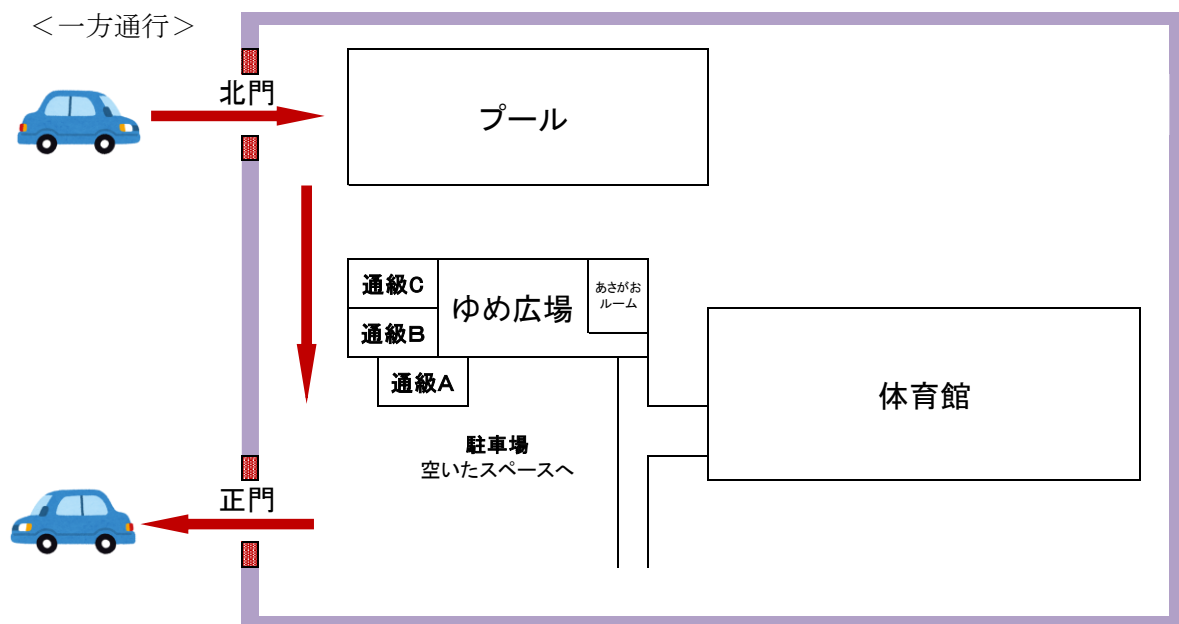
## 5 入室の手続き

☆ R9年度の入室を希望される方は、R8年度中に手続きをする必要がある。

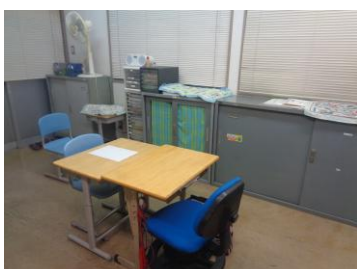
教育委員会の判定で入室の可否が決定する。9月に書類を提出していない児童は入室できない。



## 6 通級指導教室の施設



指導室 A (小椋)



指導室 B (原田)



指導室 C (藤原)

